

## 令和7年度鳥取県会計年度任用職員（道路監視員）採用試験募集案内

### ◆鳥取県鳥取県土整備事務所 建設総務課◆

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎3階  
 電話(0857)20-3591 <https://www.pref.tottori.lg.jp/t-kendo/>

### 1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和7年1月15日（水）～令和7年1月27日（月） ◎持参、郵送どちらでも申込みできます。 ◎郵送の場合は、令和7年1月27日（月）必着とします。 ◎持参による場合の受付時間 8時30分～17時15分 （土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。）
試験日時	令和7年2月4日（火）午前9時30分～ ◎控室に、試験開始10分前までに集合してください。 ◎運転免許証など受験者本人と確認できるものを持参してください。
試験会場	鳥取県東部庁舎（鳥取市立川町六丁目176） ◎試験会場：201会議室（2階） ◎控室：202会議室（2階）
合格者発表日	令和7年2月7日（金）（予定）

### 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先（就業場所）
道路監視員	1名	○道路占用状況等の監視業務 ・交通事故に伴う道路損傷復旧事務（損傷物件確認、示談交渉、保険会社交渉、原因者不明損傷の調査） ・不法占用工事の発見（無断占用等・道路法24、32条関係） ・許可済占用工事現場の確認（施工状況、完成確認） ・パソコン（ワード、エクセル等）を使用した報告書等の作成 ○異常気象時における対応及び災害対応等の補助に 関すること ○維持管理課業務に係る補助	鳥取県土整備事務所 （鳥取市立川町六丁目176）

### 3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 普通自動車運転免許を所有していること（自ら車を運転し、現場確認等を行う）
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

#### 4 試験内容

試験区分	配点	内容
人物試験	100点	個別面接による口述試験を実施します。

#### 5 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（予定）

#### 6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 日額 9,190円～10,750円 ※採用前の職務歴等により決定します。 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末手当 期末手当基礎額（報酬の月額相当額）2.21月分（6月期1.105月分、12月期1.105月分） ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。</p> <p>○勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じた期間率を乗じた額を支給します。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。（届出のあった翌月から支給） 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。 ※任用開始日が2日以降の場合、費用弁償の支給は、任用開始日が属する月の翌月分からとなります。</p>
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	1 1か月17日（原則として午前8時30分から午後5時15分まで） 2 休憩時間 60分（正午～午後1時） ※ただし、災害等による臨時の必要がある場合又は時間外勤務及び休日勤務に関する協定のある場合において、やむを得ず時間外勤務を命ずることがあります。
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。

## 7 受験申込手続

提出書類等	(1) 顔写真を貼付した履歴書（市販のJIS規格）1部 (2) 過去に従事した具体的な業務内容等を記載した職務経歴書（様式任意）1部 (3) 封筒に「会計年度任用職員（道路監視員）希望」と朱書の上、申込先に持参若しくは郵送してください。（郵送の場合は、受付期間内に必着のこと。）
申込先	鳥取県鳥取県土整備事務所 建設総務課 〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎3階 電話(0857)20-3591 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/t-kendo/">https://www.pref.tottori.lg.jp/t-kendo/</a>

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

### 【その他の注意事項】

申込書類等の記載内容に虚偽等があると判明したときは受験を無効とし、合格されてもその合格を取り消します。また、受験票は交付しません。

## 8 合格者の決定方法

試験の得点の高い順に合格者及び補欠合格者を決定します。ただし、得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。令和7年3月31日（月）までに合格者の辞退又は合格の取消し等により当該合格者が採用にならない場合は、補欠合格者の中から得点が高い順に採用します。※採用試験申込書等の記載事項に虚偽があると、この試験に合格されても採用されない場合があります。

補欠合格有効期間：令和7年3月31日

## 9 合格者の発表

全ての受験者に郵送で合否を通知します。

## 10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人**が直接開示場所へお越しください。

その際、**運転免許証等写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、総合得点、順位	合格発表日から1月間	鳥取県鳥取県土整備事務所 建設総務課（東部庁舎3階）

## 11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻10分前までに控室に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- (2) 受験の際は、運転免許証など受験者本人と確認できるものを持参してください。

## 12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続、配属先の決定以外には利用しません。

## 13 採用方法等

人物試験合格者のその後の日程

令和7年4月1日（火）（予定）に辞令交付後着任していただきます。

※提出書類や辞令交付時刻等の詳細については合格者に別途連絡します。